

# 会社法と四半期配当 を巡るQ & A

制度調査部  
横山 淳

## 【要約】

新しい会社法の下では、いわゆる「四半期配当」が可能になる。それに関連して、制度調査部にも四半期配当の手續や財源（分配可能額）についての質問が多数寄せられている。

本稿では、寄せられた質問などに基づいて、会社法の下での四半期配当についてQ & A形式で解説を行う。

## 【目次】

- Q 1 会社法の下では、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」が可能になると聞いた。「四半期配当」を実施するためにはどのような手續が必要か？
- Q 2 四半期配当を実施するために、取締役会限りで配当を決定できるように定款変更を行いたい。どのような会社でも、そうした定款変更を実施できるのか？
- Q 3 定款変更を実施して、四半期配当を行う場合、その四半期に上げた収益を配当することになるのか？
- Q 4 臨時決算を行うためにはどのような手續が必要か？
- Q 5 「四半期配当」を実施するために、定款で配当を取締役会限りで決定することを決めた会社の株主は、一切、配当の決定に関与できないのか？例えば、株主総会で配当に関する「株主提案」を行うことは認められないのか？
- Q 6 定款で「剰余金の配当」を株主総会決議では決めない、と定めなければ、現実には、四半期配当は出来ないということか？
- Q 7 今後、わが国上場会社の間で、四半期配当が定着するか？

- Q 1 会社法の下では、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」が可能になると聞いた。「四半期配当」を実施するためにはどのような手續が必要か？

- A 1 基本的には、一事業年度中に4回の株主総会を開催し、それぞれで配当議案についての承認が得られれば、「四半期配当」は可能となる。  
ただし、上場会社などの場合、このような手續を行うことは、現実的には不可能だろう。そのため、配当等の決定権限を取締役会に授権する定款変更を実施しておく必要があるだろう。

会社法では、配当を含む「剰余金の配当」について、「その都度、株主総会の決議によって...定めなければならない」としている（会社法454）。

これは、会社法の下では、株主総会の承認決議があれば、時期や回数に関係なく、柔軟に配当を実施できるということを意味している。言い換えれば、旧商法における配当は1営業年度に1回のみ（営業年度が「1年」の会社は、それに加えて「中間配当（＝金銭の分配）」を1営業年度に1回できる）という規制は撤廃されるのである。

従って、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」も新しい「会社法」の下では可能となるのである。

ただし、前述の通り、配当等の「剰余金の配当」は株主総会の決議が必要とされている。そのため、「四半期配当」を実施するためには、原則として、四半期ごとに株主総会を開催しなければならないこととなる。これは株主数の少ない未公開会社であればともかく、上場会社にとっては実務上、極めて困難であると言えよう。

従って、上場会社が「四半期配当」を実施しようとする場合は、予め、Q2で説明する配当等の決定権限を取締役に授権する定款変更を実施しておく必要があるだろう。

**Q2 四半期配当を実施するために、取締役会限りで配当を決定できるように定款変更を行いたい。どのような会社でも、そうした定款変更を実施できるのか？**

**A2 配当を取締役会限りで決定するための定款変更は、取締役の任期が1年など一定の要件を充たした会社のみ認められる。**

会社法では、次の要件を充たしている会社は、定款により配当等を含む「剰余金の配当」を取締役会の決議で決定できることを定めることができる、としている（会社法459 四）。

取締役会を設置している。

会計監査人を設置している。

（委員会等設置会社以外の場合）監査役会を設置している。

取締役の任期を1年（ ）としている。

（ ）正確には「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日」までとされている。

つまり、上記の要件を充たしていれば、定款授権により配当を取締役会限りで決定できるという訳である。

逆に言えば、取締役の任期が2年の会社など、上記の要件を充たさない会社の場合、「剰余金の配当」を取締役会に授権することができない。従って、そうした会社は（株主数が少ない非上場会社などを除き）四半期配当を実施することも難しいと言えるだろう。

なお、「剰余金の配当」であっても、株主総会の特別決議が必要とされている事項<sup>1</sup>は、決定を取締役会に授権することはできない。

また、定款で配当等の決定権を取締役会に授権している場合、事業報告（旧商法における営業

<sup>1</sup> 具体的には、現物配当（株主の請求により現物に代えて金銭が支払われる場合を除く）などが該当する。

報告書)に「定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針」を開示する義務が課される(会社法施行規則 126 十)。

**Q 3 定款変更を実施して、四半期配当を行う場合、その四半期に上げた収益を配当することになるのか?**

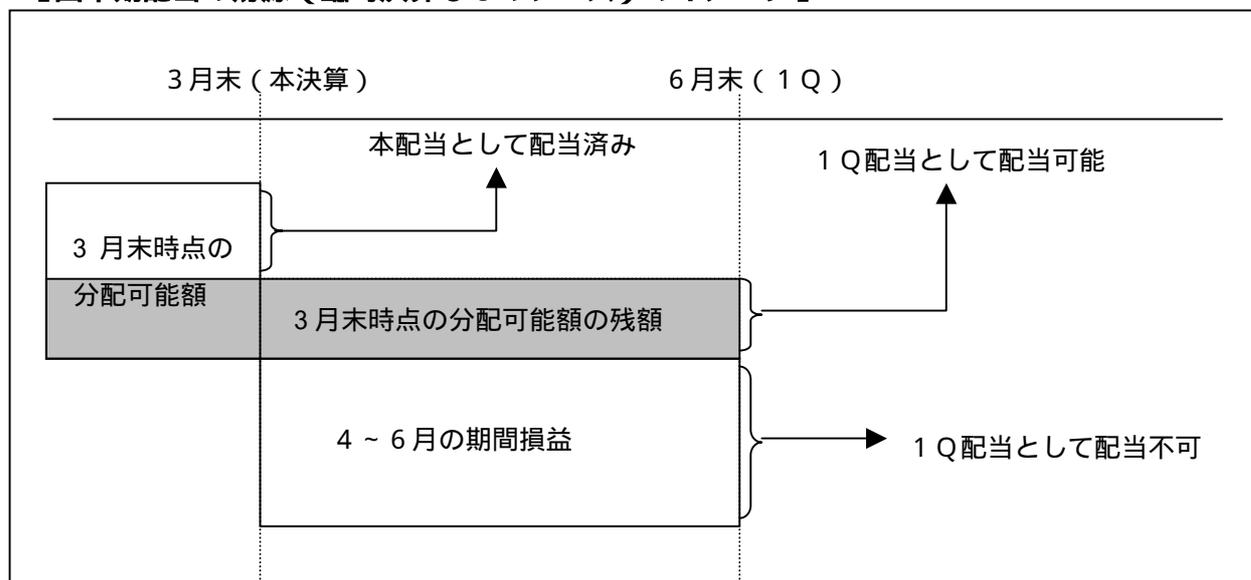
**A 3** 会社法の下で新たに導入された臨時決算を行うか否かによって、その四半期分の期間損益を四半期配当の財源とすることができるか否かが決まる。

即ち、臨時決算を行わない場合は、その四半期相当分の期間損益は四半期配当の財源(分配可能額)に加えることはできない。臨時決算を行えば、その四半期分の期間損益を四半期配当の財源(分配可能額)に加えることができる。

会社法の下でも、配当に充てることのできる財源(分配可能額)は、原則、直近の期末時点の B / S の数値を基準として、それから(既に支払った)配当額を控除し、(直近期末後に実施した)法定準備金の取崩額を加算するなどの修正を加えて算定する(会社法 446、461 など)。

つまり、3月決算の会社が第1四半期分(4~6月)の四半期配当に充てることのできる分配可能額は、(6月時点ではなく)3月時点の B / S に基づいて算定されるということである(下記の図参照)。言い換えれば、その4~6月期にどれだけ利益を挙げたとしても、3月末時点の B / S に基づいて算定した分配可能額がゼロであれば、原則として、四半期配当を実施できない(充てるべき財源がない)ということになるのである。

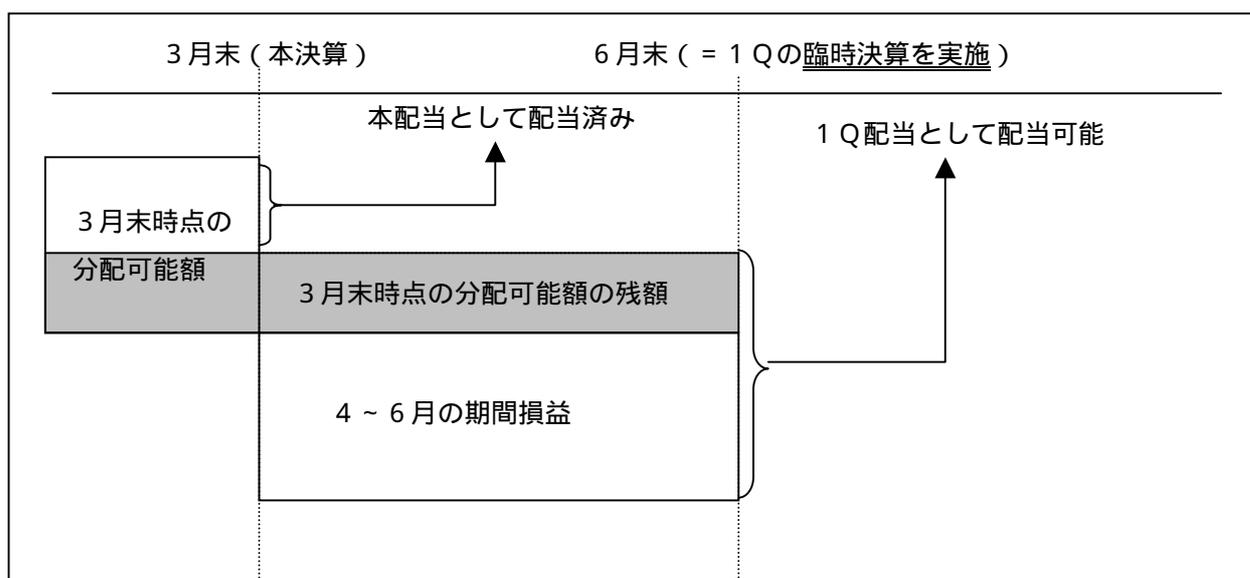
**【四半期配当の財源(臨時決算なしのケース)のイメージ】**



( ) 4~6月の間に法定準備金の取崩しなどは行われてないものと仮定している。

ただし、例外として、会社法で新たに設けられる「臨時決算」を行えば、期間損益を分配可能額に組み入れることが認められる(会社法 461 二)。つまり、先ほどの例で言えば、その3月決算会社が6月末時点で「臨時決算」を行えば、仮に、直近期末(3月末)時点で分配可能額がゼロであったとしても、第1四半期(4~6月)分の期間損益を組み入れることにより、四半期配当が可能となるのである(次ページの図参照)。

### 【四半期配当の財源（臨時決算ありのケース）のイメージ】



( ) 4～6月の間に法定準備金の取崩しなどは行われていないものと仮定している。

以上をまとめると、臨時決算の有無によって、四半期配当とその財源は、次の2通りが考えられる。

直近の期末時点のB / Sの数値を基準にした財源(分配可能額)に基づいて行われる四半期配当(臨時決算なし)

その四半期の期間損益も反映した財源(分配可能額)に基づいて行われる四半期配当(臨時決算あり)

#### Q 4 臨時決算を行うためにはどのような手続が必要か？

A 4 臨時計算書類の作成とその監査・承認手続が必要とされる。

ただし、一定の要件を充たせば、株主総会の承認手続は不要とされている。

臨時決算を実施する場合、次の「臨時計算書類」を作成しなければならない(会社法 441)。

臨時決算日における貸借対照表

その事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

作成した「臨時計算書類」については、次のような監査・承認手続を受ける必要がある(会社法 441 )。

(監査役設置会社、委員会設置会社、会計監査人設置会社の場合)

会計監査人による監査(原則、臨時計算書類の受領から4週間以内)

監査役(会)、監査委員会による監査(原則、会計監査人の監査報告受領から1週間以内)

(取締役会設置会社の場合)

取締役会による承認

**( 株式会社全般 )**

株主総会の承認

実際には実務の状況を見る必要があるが、法務省令上は、上記の通り、会計監査人及び監査役(会)・監査委員会による監査に、原則、5週間程度を見込むことになるだろう。更に、「株主総会の承認」を受ける場合には、招集通知の発送の期間(会日の原則2週間前まで)なども必要となる。

ただ、「株主総会の承認」に関しては、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は不要とされている(会社法441 但書)。

具体的には、会計監査人の監査報告で無限定適正意見が付されている、監査役(会)・監査委員会の監査報告に「相当でない」との意見が付されていないなど要件が法務省令で定められている(会社計算規則163)。

これは(本決算についての)計算書類について株主総会の承認を省略できる要件と基本的に同一である(会社法439)。従って、上場会社が臨時決算を行う場合、(粉飾決算が表面化するなどの特別なケースを除き)株主総会の省略が認められるケースが一般的であろう。

**Q 5 「四半期配当」を実施するために、定款で配当を取締役会限りで決定することを決めた会社の株主は、一切、配当の決定に関与できないのか？例えば、株主総会で配当に関する「株主提案」を行うことは認められないのか？**

**A 5** 会社は、配当の決定を取締役会に授権すると併せて、定款で配当を株主総会の決議では決定しない、と決めることができる。

逆に言えば、そうした定款の規定を設けていない会社の場合は、株主が配当に関する「株主提案」を行うことは可能と考えられる。

前述(Q2)のように、一定の要件を充たす会社は、定款授権により配当等の「剰余金の配当」を取締役会限りで決定することができる。

こうした会社については、その配当方針等に不服のある株主が、株主総会において配当に関する「株主提案」<sup>2</sup>を提起すること(配当議題提案権)が認められるのか、という問題が生じる。これは株主権と定款自治あるいは経営判断とのバランスという大変難しい問題だと言える。

この点について、会社法は次のような規定を設けている(会社法460)。

前条第1項の規定による定款の定め(筆者注：配当を取締役会限りで決定できるという定款規定)がある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項(筆者注：剰余金の配当などのこと)を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる。

<sup>2</sup> 株主提案権が認められるのは、原則として、6ヶ月前から引続き総株主の議決権の1%以上又は300個以上の議決権を有する株主である(会社法303)。

つまり、会社法は、定款で配当を取締役会限りで決定できるとした会社は、更に株主総会では「剰余金の配当」については一切、決定しないということ定款で定めることも認めているのである。

定款で株主総会に「剰余金の配当」の決定権限はないとした会社の株主は、当然、配当に関する「株主提案」を株主総会に提起することは認められないと解されている。

その結果、こうした会社の株主は、直接には配当の決定に関与することはできなくなる。仮に、配当政策に不満があっても、取締役の選任に「反対票」を投じるか<sup>3</sup>、保有する株式を売却することで、間接的に抗議の意思を表明するほかはないこととなるだろう。

逆に、配当議案提案権を制限する定款規定を設けていない会社の株主であれば、(配当等の決定権が定款で取締役会に授權されていたとしても)株主総会で配当等に関する株主提案を行うことが可能である、と考えられるだろう。

**Q 6 定款で「剰余金の配当」を株主総会決議では決めない、と定めなければ、現実には、四半期配当は出来ないということか？**

**A 6** 理論上は、「剰余金の配当」を「取締役会決議で決する」旨さえ定めてあれば、「株主総会決議では決しない」旨を定めていなくても、四半期配当そのものは可能である。  
ただし、そうした会社の場合、いわゆる年度配当(本配当)については株主総会の議案となる可能性があることを覚悟しておく必要があるだろう。

Q 2、Q 5の説明を踏まえれば、四半期配当を行う手続は定款の規定内容によって、次の4通りがあると整理できるだろう。

	「剰余金の配当」に関する定款規定の内容		年度配当手続	1 Q 配当手続	2 Q 配当手続	3 Q 配当手続	配当に関する株主提案
	「取締役会で決定する」旨の定款規定	「株主総会で決定しない」旨の定款規定					
	なし	なし	株主総会	株主総会	株主総会	株主総会	
	あり	なし	株主総会	取締役会	取締役会	取締役会	
	あり	なし	取締役会	取締役会	取締役会	取締役会	
	あり	あり	取締役会	取締役会	取締役会	取締役会	×

まず、の方法は、Q 1で解説したように、特別な定款規定は不要だが、年4回も株主総会を開催しなければならないため、現実には上場会社等では困難であろう。

及びは、「剰余金の配当」を「取締役会で決定できる」という定款変更は行うが、「株主総会では決定できない」という定款変更は行わないというケースである。

この場合、のように年度配当(本配当)だけは株主総会(定時株主総会)に議案として諮り、その他の四半期配当(1~3Qの配当)については取締役会決議のみで行うという方法が考え

<sup>3</sup> 前述(Q 2)の通り、配当等を取締役会限りで決定できる会社の取締役の任期は1年とされているため、毎年、改選されて、株主の信を仰がなければならない。

られる。言い換えれば、旧商法では1事業年度に1回に限定されていた中間配当を3回に増加するというイメージである。こうした方法であれば、会社法の下では問題なく実施できる。

また、と同じ定款規定であっても、のように全ての配当(四半期配当)を取締役会のみで決定することも理論上は可能である。ただし、この場合は、株主総会が開催される機会をとらえて、株主から「剰余金の配当議案」の「株主提案」が行われる場合がある。そうすると、会社としては株主総会で「剰余金の配当」を議案として取り上げなければならなくなる。つまり、「剰余金の配当」を取締役会で完全にコントロールすることはできないのである。

それに対して、のように「剰余金の配当」を「取締役会で決定できる」かつ「株主総会では決定できない」という定款変更を行えば、常に全ての配当(四半期配当)は取締役会のみで決定することとなる。株主から「剰余金の配当議案」の「株主提案」が行われることも(定款の再変更が行われない限り)ないと考えられる<sup>4</sup>。

ただし、の方法は実質的に「剰余金の配当」の決定権限を株主総会から剥奪する定款変更を行うものであるとも言うことが出来る。その意味では、配当方針などについて十分に説明を尽くすのでなければ、株主・投資家から反発を受ける可能性もあるだろう。

## Q7 今後、わが国上場会社の間で、四半期配当が定着するか？

A7 諸般の事情を考え合わせれば、四半期配当を実施する上場会社は、当面は少数派であろうと思われる。

しかし、現在、国会で審議されている金融商品取引法(いわゆる投資サービス法)が成立し、四半期報告制度が導入されれば、少なくとも上場会社の間では四半期配当がデ・ファクト・スタンダード化する可能性も高いのではないと思われる。

前記Q1、Q2で説明したように、上場会社が四半期配当を行う上では、配当を取締役会限りで決定するための定款変更が前提となる。ところが、こうした定款変更には、取締役の任期を1年としなければならない。

近年、コーポレート・ガバナンスなどの観点から、自主的に取締役の任期を1年に短縮する企業が増加する傾向にあるとは言え、上場会社全体で見れば未だ少数派にとどまる。また、最近、活発化してきた敵対的買収に対する警戒感から、取締役の任期を1年に短縮することに対する抵抗感を強めている企業もある。

そうした事情を考え合わせれば、定款を変更して四半期配当を実施する企業は、当面は少数派であろうと思われる。

しかし、現在、国会で審議されている金融商品取引法(いわゆる投資サービス法)が成立すれば、法律上の制度として四半期報告制度が導入されることとなる(2008年4月1日以後開始する事業年度から適用の予定)。そうなれば、いわゆる「決算発表」は年4回あるにも関わらず、配当は年2回というのでは整合性がとれないこととなる。

<sup>4</sup> 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・岩崎友彦(法務省民事局付)「株式会社の計算等」(『商事法務 No.1746』) p.38 など。

その意味では、長期的視野に立てば、少なくとも（四半期報告が義務付けられる）上場会社の間では、四半期配当がデ・ファクト・スタンダード化する可能性も高いのではないかと思われる。

また、四半期報告制度が導入されれば、四半期報告書を作成する必要があるため、（Q3、Q4で紹介したような）会社法上も臨時計算書類を作成して、臨時決算を行うことについても、比較的、受け入れられやすくなるだろう。

ただ、金融商品取引法上の四半期報告書に求められる予定の「レビュー手続」を、会社法上の臨時決算のための「監査手続」として取り扱ってよいのか、など未だ課題も残っている。